

## 国立大学法人静岡大学教職員給与規程

05.12.01 最終改正

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）に勤務する就業規則第2条に規定する教職員（以下「教職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定める。

2 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令の定めるところによる。

(給与の種類)

**第2条** 教職員の給与は、基本給及び諸手当並びに賞与とする。

(基本給の適用範囲)

**第3条** 基本給は、職務内容その他の労働条件を考慮して決定する。

2 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職基本給表（一）（別表第1）
- (2) （削除）
- (3) 教育職基本給表（一）（別表第3）
- (4) 教育職基本給表（二）（別表第4）
- (5) 教育職基本給表（三）（別表第5）
- (6) 医療職基本給表（一）（別表第6）
- (7) 医療職基本給表（二）（別表第7）
- (8) 特別職基本給表（別表第8）

3 前項各号の各基本給表の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1号の適用を受ける者 事務職員及び技術職員
- (2) （削除）
- (3) 第3号の適用を受ける者 教授、准教授、専任講師、助教、助手及び教務職員
- (4) 第4号の適用を受ける者 附属特別支援学校に勤務する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
- (5) 第5号の適用を受ける者 附属学校園（附属特別支援学校を除く。）に勤務する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
- (6) 第6号の適用を受ける者 栄養士
- (7) 第7号の適用を受ける者 看護師及び保健師
- (8) 第8号の適用を受ける者 研究教育等で特に顕著な業績を有する教職員又は極めて高度な専門的知識及び資格等をもって教育研究に従事する教職員

4 第2項各号の基本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

(諸手当)

**第4条** 諸手当は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職等手当
- (3) 地域調整手当
- (4) 広域異動手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 単身赴任手当
- (8) 特殊勤務手当
- (9) 時間外労働手当

- (10) 深夜労働手当
- (11) 大学院調整手当
- (12) 特別支援学校教員調整手当
- (13) 特別資格調整手当
- (14) 義務教育等教員特別勤務手当
- (15) 教職調整手当
- (16) 特別貢献手当

(賞与)

**第5条** 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

**第6条** 基本給、扶養手当、管理職等手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、特別資格調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整手当は、月末までの全額を当月17日に、特殊勤務手当、時間外労働手当及び深夜労働手当は、月末までの分を翌月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項及び第4項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

3 通勤手当は、第19条第6項に規定する支給単位期間に係る最初の月の給与の支給日に支給する。

4 特別貢献手当は、6月30日に支給する。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は12月10日に支給することができ、また、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(給与の支払)

**第7条** 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払うものとする。ただし、法令又は協定に基づき教職員の給与から控除すべき金額がある場合には、教職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第6条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を日割により速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産、病気、災害及び葬儀の費用に充てるとき。

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により1週間以上帰郷する場合

(3) その他学長が特に必要と認めた場合

3 教職員が給与の全部又は一部につき自己の指定する預金口座又は貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

4 前3項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の形態)

**第8条** 教職員の給与のうち基本給及び諸手当は、月給制とする。

## 第2章 基本給の決定

(初任給)

**第9条** 新たに採用する教職員の初任給は、学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度合等を考慮して、別に定める。

(昇格)

**第10条** 勤務成績が良好な教職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。

2 教職員を昇格させる場合、その者の基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

(昇給)

**第11条** 教職員(特別職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)の昇給は、毎年1月1日に、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて行われた当該各号に定める人事評価又は勤務評定の結果及び同日前1年間の勤務状況等(以下この条において「人事評価等の結果等」という。)に基づく勤務成績に応じて行うものとする。ただし、財政状況等によっては、これを行わないことがある。

- (1) 教員(国立大学法人静岡大学教職員人事評価実施規程(以下「評価規程」という。)第3条第1号に規定する教員をいう。第30条第1項において同じ。) 昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第5条の4の規定に基づく人事評価
- (2) 領域の長(評価規程第3条第2号に規定する領域の長をいう。第30条第1項において同じ。) 昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の4の規定に基づく人事評価
- (3) 部局等の長(評価規程第3条第3号に規定する部局等の長をいう。第30条第1項において同じ。) 昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の4の規定に基づく人事評価
- (4) 副学長(評価規程第3条第4号に規定する副学長をいう。第30条第1項において同じ。) 昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の4の規定に基づく人事評価
- (5) 職員(評価規程第3条第5号に規定する職員をいう。第30条第1項において同じ。) 昇給日の属する年度の前年度10月から当該年度9月までの期間に係る評価規程第17条第1項に規定する能力評価シートに基づく人事評価並びに昇給日の属する年度の前年度10月から3月までの期間及び昇給日の属する年度の4月から9月までの期間に係る同条第2項に規定する業績評価シートに基づく人事評価
- (6) 附属学校園の教員 国立大学法人静岡大学教育学部附属学校園の教員に係る勤務評定実施規程に基づく勤務評定

2 前項に規定する人事評価又は勤務評定の対象とならなかった教職員に係る昇給については、昇給日前1年間における勤務状況等に基づく勤務成績に応じて行うものとする。

3 前2項の規定により教職員(次項に掲げる教職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、人事評価等の結果等が良好であった教職員の昇給の号給数を4号給(一般職基本給表(一)7級以上及び教育職基本給表(一)5級以上の教職員(以下「特定教職員」という。)にあっては、3号給)とすることを標準として次条に定める基準に従い決定するものとする。

4 55歳を超える教職員の第1項又は第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合、又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて次条に定める基準に従い決定するものとする。

5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。  
(昇給区分及び昇給の号給数)

**第12条** 教職員を前条第1項又は第2項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、次項の規定により決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に応じて別表第9に定める号給数とする。

2 教職員の昇給区分は、人事評価等の結果等に基づき、当該教職員が次の各号に掲げる教職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定する。

- (1) 勤務成績が極めて良好である教職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である教職員 B
- (3) 勤務成績が良好である教職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない教職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない教職員 E

3 前年の昇給日後に新たに教職員となった教職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定する号給数に相当する数に、その者の新たに教職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。

4 第1項及び第3項の規定による号給数が0となる教職員は、昇給しない。

5 前条及び前4項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。  
（降格及び降給）

**第13条** 就業規則第20条の2条各号のいずれか及び第20条の3に該当する教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級又は号給にこれを降格または降給させることがある。

2 教職員を降格または降給させる場合、その者の基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

**第14条** 削除

### 第3章 手当

（扶養手当）

**第15条** 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては支給しない。

2 前項の扶養親族は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職等手当）

**第16条** 管理職等手当は、別に定める管理又は監督等の地位にある職員について、その特殊性に基づき支給する。

2 管理職等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域調整手当）

**第17条** 地域調整手当は、別に定める支給地域に在勤する教職員に支給する。

2 地域調整手当の月額は、基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、扶養手当及び管理職等手当の月額合計額に、別に定める支給地域に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、地域調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（広域異動手当）

**第17条の2** 教職員が事業場を異にして異動した場合において、異動の直前に在勤してい

た事業場の所在地と異動の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離（以下「事業場間の距離」という。）及び異動の直前の住居と異動の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離がいずれも60キロメートル以上であるときは、当該教職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、扶養手当及び管理職等手当の月額合計額に当該異動に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| (1) 300キロメートル以上           | 100分の10 |
| (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 | 100分の5  |

2 前項の広域異動手当の支給割合は、同項の規定による広域異動手当の支給割合から地域調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、同項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

3 前2項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(住居手当)

**第18条** 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（本学及び国等から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員  | 家賃の月額から16,000円を控除した額   |
| ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 | 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額 |

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(通勤手当)

**第19条** 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員を除く。

- (1) 通勤のため別に定める交通機関（以下「交通機関」という。）を利用してその運賃（以下「運賃」という。）を負担することを常例とする教職員
- (2) 通勤のため自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員

2 徒歩により通勤することが困難である教職員については、前項各号により通勤手当を支給することができる。

3 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 第1項第1号に掲げる教職員にあっては、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(2) 第1項第2号に掲げる教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

- |  |        |
|--|--------|
| イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 | 2,000円 |
|--|--------|

ロ	使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である教職員	4,200 円
ハ	使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である教職員	7,100 円
ニ	使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である教職員	10,000 円
ホ	使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である教職員	12,900 円
ヘ	使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である教職員	15,800 円
ト	使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である教職員	18,700 円
チ	使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である教職員	21,600 円
リ	使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である教職員	24,400 円
ヌ	使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である教職員	26,200 円
ル	使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である教職員	28,000 円
ヲ	使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である教職員	29,800 円
ワ	使用距離が片道 60 キロメートル以上である教職員	31,600 円

(3) 第1項第3号に掲げる教職員にあっては、別に定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

4 転勤等により通勤の事情に変更を生じることとなった教職員で、通勤のため新幹線、特別急行列車又は有料道路を利用する場合、その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び前項の規定による額の合計額とする。

5 前項の規定の適用を受ける教職員のうち、静岡県内における転勤等で、かつ通勤のため新幹線を利用する教職員については、前項の規定中「別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び前項の規定による額の合計額とする。」とあるのは、「別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）に相当する額及び前項の規定による額の合計額とする。」と読み替えるものとする。

6 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間をいう。

8 前7項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（単身赴任手当）

**第20条** 業務命令による事業場を異にする異動に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で赴任する教職員には、単身赴任手当を支給する。

2 出向協定等に基づき採用された教職員が、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で赴任する教職員には、単身赴任手当を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任

手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

**第21条** 特殊な勤務に従事する教職員に、特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外労働手当)

**第22条** 国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程に定める所定の労働時間を超えて勤務することを命じられた教職員には、所定の労働時間を超えて勤務した時間(以下「時間外労働」という。)に対して、勤務1時間につき、第35条に定める勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる率を乗じた額を時間外労働手当として支給する。

(1) 法定休日における時間外労働 100分の135

(2) 前号以外の時間外労働 100分の125

(3) 前号の時間外労働の時間が、1か月に60時間を超えた場合は、その60時間を超えた時間に対しては、100分の150(国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程第4条の3の規定により、代替休暇が指定され、当該代替休暇を取得したときは、60時間を超えた時間外労働のうち、当該代替休暇時間の指定に代えられた時間外労働の時間については、100分の125)

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する教職員には適用しない。

(1) 別に定める管理職

(2) 前号以外の者で、支給されている管理職等手当が実際に支払うべき割増賃金額を上回っている教職員

(3) 支給されている教職調整手当が、実際に支払うべき割増賃金額を上回っている本学附属学校園に勤務する教諭、養護教諭及び栄養教諭

3 支払うべき時間外労働手当が、管理職等手当及び教職調整手当を上回るときは、その差額を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、時間外労働手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(深夜労働手当)

**第23条** 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた教職員には、第35条に定める時間単価に次に定める率を乗じて得た深夜労働手当を支給する。 100分の25

2 時間外労働が深夜労働に及んだ場合は、併給する。

(大学院調整手当)

**第24条** 大学院調整手当は、本学大学院研究科(自然科学系教育部及び山岳流域研究院を含む。)の担当を命じられ、授業又は主任指導等を担当する教員に支給する。

2 大学院調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別支援学校教員調整手当)

**第25条** 本学附属特別支援学校に勤務する教員には、特別支援学校教員調整手当を支給する。

2 特別支援学校教員調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別資格調整手当)

**第26条** 特別資格調整手当は、教育職基本給表(一)の適用を受ける教員で、医師法に規定する医師免許証を有する者には、採用の日から35年の期間、採用の日(採用後別に定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 特別資格調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

**第27条** 本学附属学校園に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 前項において、「教員」とは、教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

3 前2項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教職調整手当)

**第28条** 本学附属学校園に勤務する教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教諭、養護

教諭及び栄養教諭に対し教職調整手当を支給する。

- 2 教職調整手当は、教育職基本給表（二）及び教育職基本給表（三）の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその基本給表の2級である者には、その者の基本給月額額の10分の4に相当する額を支給する。
- 3 教職調整手当は、給与が第36条の規定により減額される場合においても減額されないものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、教職調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
（特別貢献手当）

**第28条の2** 特に本学に顕著な貢献があると学長が認めた教職員に、特別貢献手当を支給する。

- 2 第31条から第33条の2まで及び第34条の2の規定にかかわらず、特別貢献手当を支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、特別貢献手当の支給について必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 賞与

（期末手当）

**第29条** 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員及びこれらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第33条の規定により解雇され、又は死亡した教職員に対して、それぞれ第6条第2項で定める日に支給する。ただし、別に定める教職員は除く。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当（以下「基本給の月額」という。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を基礎として、役員会が定める。
- 3 前項に規定する基礎となる基本給の月額等の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 基本給の半減が減ぜられた場合の算定の基礎となる基本給の月額は、第34条の規定による半減後の額による。
  - (2) 休職者の場合には、第31条に規定する支給率を乗じない基本給月額による。
  - (3) 前基準日の翌日から当該基準日の間において、国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程によらない欠勤、国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程第25条及び国立大学法人静岡大学教職員介護休業等規程第15条に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）又は懲戒処分により給与が減額されている場合には、減額前の基本給月額による。
  - (4) 前項の「これらに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額」とは、地域調整手当又は広域異動手当が支給される教職員にあっては基本給及び扶養手当の月額の合計額に地域調整手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、1円未満の端数を切り捨てた額とする。
- 4 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は支給しない。
  - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第39条の規定により懲戒解雇された場合
  - (2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された教職員（前号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合
- 5 前4項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
（勤勉手当）

**第30条** 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員（別に定める教職員を除く。以下この条において同じ。）及びこれらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第33条の規定により解雇され、又は死亡した教職員に対して、その者に係る次の各号に掲げ



る教職員の区分に応じて行われた当該各号に定める人事評価又は勤務評定の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務状況等(以下この条において「人事評価等の結果等」という。)に基づく勤務成績に応じて、それぞれ第6条第2項に定める日に支給する。ただし、当該人事評価又は勤務評定の対象とならなかった教職員に係る勤勉手当については、基準日以前6か月以内の期間における勤務状況等に基づく勤務成績に応じて支給するものとする。

- (1) 教員 基準日の属する年度の前年度に係る評価規程第5条の4の規定に基づく人事評価
  - (2) 領域の長 基準日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の4の規定に基づく人事評価
  - (3) 部局等の長 基準日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の4の規定に基づく人事評価
  - (4) 副学長 基準日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の4の規定に基づく人事評価
  - (5) 職員 6月1日を基準日とする勤勉手当にあつては同日の属する年度の前年度10月から3月までの期間に係る評価規程第17条第2項第2号に規定する業績評価シートに基づく人事評価とし、12月1日を基準日とする勤勉手当にあつては同日の属する年度の4月から9月までの期間に係る同項第1号に規定する業績評価シートに基づく人事評価とする。
  - (6) 附属学校園の教員 国立大学法人静岡大学教育学部附属学校園の教員に係る勤務評定実施規程に基づく勤務評定
- 2 勤勉手当の額は、第1項の教職員が、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において受けるべき基本給の月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額を基礎として、役員会が別に定める基準に従って定められた割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項に規定する基礎となる基本給の月額等の取扱いは次のとおりとする。
- (1) 前条第3項第1号、第3号及び第4号の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
  - (2) 前項の「基本給の月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額」とは、地域調整手当又は広域異動手当が支給される教職員にあつては基本給の月額に地域調整手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、1円未満の端数を切り捨てた額とする。
- 4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前4項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 休職、休業及び病気休暇期間中の給与

(休職者の給与)

- 第31条** 教職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第23条第1項第1号の規定により、長期休養を要する場合に該当して休職を命じられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償法(昭和22年法律第50号)の定めるところに従い、休業補償給付若しくは傷病補償年金又は休業給付若しくは傷病年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 教職員が前項の傷病以外の傷病により就業規則第23条第1項第1号の規定による休職の場合には、その休職期間が1年(結核性疾病にあつては2年、附属学校園教員の結核性疾病で特に必要があると認めるときは、3年までの期間)に達するまでは、基本給、扶養手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、特別資格調整手当及び期末手当の100分の80を支給し、その他の手当については支給しない。
  - 3 教職員が就業規則第23条第1項第2号の規定による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当及び特別資格調整手当のそれぞれ100分の60以内を支給し、その他の手当については支給しない。
  - 4 就業規則第23条第1項第3号、第5号又は第6号の規定による休職の場合には、その

休職期間中、基本給、扶養手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、特別資格手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給し、その他の手当については支給しない。ただし、就業規則第23条第1項第3号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

- 5 就業規則第23条第1項第4号、第7号及び第8号の規定による休職期間については、給与を支給しない。
- 6 第2項から第4項までの規定による基本給、地域調整手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 7 第2項又は第4項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

(育児休業等の給与)

**第32条** 国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程により育児休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業期間中の教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
  - イ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員
  - ロ 第30条1項に規定するそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある教職員
- (3) 育児休業を終了した教職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の教職員との均衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (4) 育児短時間勤務の承認を受けて勤務する教職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、その者の受ける号給に応じた額に、国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程第12条の規定により承認された1週間当たりの勤務時間を国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程第3条に規定する1週間当たりの所定労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- (5) 育児短時間勤務職員の第16条、第24条、第25条、第26条及び第27条に規定する手当の額は、その者が育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合に受けることとなる手当の額に、算出率を乗じて得た額とする。
- (6) 育児短時間勤務職員においては、第29条及び第30条に規定する「基本給の月額」は、「基本給の月額を算出率で除して得た額」と読み替える。
- (7) 育児短時間勤務職員においては、第22条第1項の規定は、「国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程に定める所定の労働時間を超えて勤務することを命じられた教職員には、第35条に定める時間単価に次の各号に掲げる率を乗じて得た時間外労働手当を支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第2号に掲げる勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、100分の100を乗じて得た額とする。」と読み替える。
- (8) 教職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (9) 前8号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等の給与)

**第33条** 国立大学法人静岡大学教職員介護休業等に関する規程により介護休業をする教職員の給与については、第36条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につい

て第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 教職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、介護休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。  
(自己啓発等休業の給与)

**第33条の2** 国立大学法人静岡大学教職員自己啓発等休業規程により自己啓発等休業をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 自己啓発等休業の期間については、給与を支給しない。
- (2) 自己啓発等休業をした教職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の教職員との均衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (3) 前2号に規定するもののほか、自己啓発等休業の給与に関し必要な事項については、別に定める。

(基本給の半減)

**第34条** 教職員が、国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程第8条の規定に基づき承認された病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇の期間(一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかつた日に限る。)につき、基本給並びに大学院調整手当及び特別支援学校教員調整手当の半額を減ずる。ただし、同条第1項各号に掲げる場合を除く。

(長期欠勤の給与)

**第34条の2** 教職員が月の初日から末日まで全日数にわたって欠勤した場合は、基本給及び諸手当を支給しない。

## 第6章 給与の計算

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

**第35条** 第22条及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額、大学院調整手当及び特別支援学校教員調整手当並びにこれらに対する地域調整手当及び広域異動手当の合計額を1か月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(給与の減額)

**第36条** 教職員が所定労働時間の一部又は全部を勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、前条に規定する勤務1時間あたりの給与額(円未満四捨五入)にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の基本給に対する額、地域調整手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額を、次の各号に掲げるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の基本給、地域調整手当及び広域異動手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、基本給、地域調整手当及び広域異動手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引く。

- (1) 基本給に対応する額の減額

基本給の月額 ÷ 1か月の平均所労働時間数(円未満四捨五入) × 勤務しない時間数。  
ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないときは、第34条の2の規定により基本給を全額支給しない。

- (2) 地域調整手当に対応する額の減額

(基本給の月額 + 基本給の月額に対する地域調整手当) ÷ 1か月の平均所定労働時間数(円未満四捨五入) × 勤務しない時間数 - 基本給の月額 ÷ 1か月の平均所定労働時間数(円未満四捨五入) × 勤務しない時間数。ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないときは、第34条の2の規定により地域調整手当を全額支給しない。

- (3) 広域異動手当に対応する額の減額

(基本給の月額 + 基本給の月額に対する広域異動手当) ÷ 1か月の平均所定労働時間数(円未満四捨五入) × 勤務しない時間数 - 基本給の月額 ÷ 1か月の平均所定労働時間

数（円未満四捨五入）×勤務しない時間数。ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないときは、第34条の2の規定により広域異動手当を全額支給しない。

- 3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における勤務しなかった時間数の合計である。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。

（日割計算）

- 第37条** 新たに教職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、基本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

- 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 前4項の規定は、第16条に規定する管理職等手当、第17条に規定する地域調整手当及び第17条の2に規定する広域異動手当の支給について準用する。

（端数計算）

- 第38条** 第22条及び第23条の規定により勤務1時間につき支給する時間外労働手当及び深夜労働手当並びに第32条、第33条及び第34条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

- 第39条** この規程により計算した確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（特別職基本給表を適用する教職員の取扱い）

- 第40条** この規程において、特別職基本給表を適用する教職員にあっては、第11条、第12条、第15条から第18条及び第20条から第28条までの規定は、適用しない。

- 2 特別職基本給表を適用する教職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いは、学長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 第1条** この規程は、平成16年4月1日から施行する。

（基本給表の適用に関する経過措置）

- 第2条** 第1条に規定する教職員のうち、施行日の前日において、一般職の教職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた教職員（以下「承継教職員」という。）の施行日における第3条第2項に規定する基本給表は、行政職俸給表については一般職基本給表とし、教育職俸給表については教育職基本給表とし、医療職俸給表（二）については医療職基本給表（一）とし、医療職俸給表（三）については医療職基本給表（二）とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

- 2 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第6条第1項に規定する指定職俸給表の適用を受けていた教職員で、施行日において引き続き部局長の職にある者にあつては、その職を終了するまでの間は、特別職基本給表を適用するものとする。

（基本給月額）

- 第3条** 前条の適用を受ける教職員の施行日における基本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該教職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる教職員については、施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし基本給月額を決定する。

（諸手当に関する経過措置）

- 第4条** 承継教職員にかかる諸手当については、施行日の前日に認定されていた届出につい

ては、施行日以降も引き続き適用を受けることとして、取り扱うこととする。

(昇給停止に関する経過措置)

**第5条** 承継教職員のうち、施行日の前日において一般職の教職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律120号）附則第11項から第13項までの適用を受けている教職員の昇給については、この規程第11条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、別に定めるところにより、昇給させることができる。

(休職者の給与)

**第6条** 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた教職員の施行日における第31条に規定する休職者の給与は、従前のおりとする。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から平成22年3月31日までの間、第11条第2項及び第3項中「4号給」を「3号給」と、「3号給」を「2号給」と、「2号給」を「1号給」とそれぞれ読み替える。
- 3 施行日の前日において国立大学法人静岡大学教職員給与規程の適用を受けていた職員の施行日における基本給月額を、別に定める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成18年6月30日から施行する。
- 2 一般教職員の基準号給数は、勤務成績の証明に基づき、当該一般教職員が次の各号に掲げる一般教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
  - (1) 勤務成績が特に良好である一般教職員 8号給
  - (2) 勤務成績が良好である一般教職員 4号給
  - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般教職員 3号給以下
- 3 別表第9及び前項の規定にかかわらず、平成19年1月1日における第12条の昇給号給数については、特定教職員は表ア、一般教職員は表イに定める号給数とする。

表ア 特定教職員の平成19年1月1日における昇給号給数

昇給区分	A	B	C	D	E
55歳未満	5号給	3号給	1号給	0	0
55歳以上	2号給	1号給	0	0	0

備考

平成18年4月2日以後に採用された教職員の号給数は、別に定める。

表イ 一般教職員の平成19年1月1日における昇給号給数

昇給区分	特に良好	良 好	良好であると認められない
55歳未満	5号給	2号給	1号給又は0（注）
55歳以上	2号給	0	0

備考

- 1 一般職基本給表（二）の適用者は、「55歳未満」を「57歳未満」に、「55歳以上」を「57歳以上」とする。
- 2 平成18年4月2日以後に採用された教職員の号給数は、別に定める。
- 3 （注）は、学長が昇給させることが適当でないとする。

**附 則**

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第12条第2項の号給数については、別表第9にかかわらず、次の表に定める号給数とする。

昇給区分	A	B	C	D	E
55歳未満	7号給	5号給	3号給 (特定教職員は 2号給)	1号給	0
55歳以上	3号給	2号給	1号給	0	0

備考

一般職基本給表(二)の適用者は、「55歳未満」を「57歳未満」に、「55歳以上」を「57歳以上」とする。

- 3 平成20年3月31日までの間においては、第17条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 4 第17条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の前日までの間に教職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 育児短時間勤務職員となった者については、静岡大学教職員給与規程を適用する教職員の基本給月額の内替細則第5条第1項には該当しないものとし、同条第2項を適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、次項から附則第5項までの規定は、平成23年1月1日から施行する。

(55歳を超える教職員に対する基本給等の減額支給)

- 2 平成30年3月31日までの間、教職員(次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であって、その号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が、55歳以上に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 基本給月額 当該特定職員の基本給月額(当該特定職員が第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた基本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の基本給月額に100分の9

8. 5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の基本給月額（第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の基本給月額からその半額を減じた額）に達しない場合（以下「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の基本給月額を減じた額（以下「基本給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域調整手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びに基本給月額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に期末手当及び勤勉手当支給細則第2条第4項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に同細則第2条第4項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びに基本給月額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に期末手当及び勤勉手当支給細則第2条第4項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る期間率（期末手当及び勤勉手当支給細則第3条第3項に規定する基準日前6か月以内の期間における勤務期間の区分に応じて定める割合をいう。以下同じ。）及び成績率（同項に規定する役員会が別に定める割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に同細則第2条第4項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る期間率及び成績率を乗じて得た額）
- (6) 第31条第1項から第4項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第31条第1項 前各号に定める額
- ロ 第31条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第31条第3項 第1号から第3号までに定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第31条第4項 第1号から第4号までに定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第31条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定

により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

基本給表	職務の級
一般職基本給表（一）	6級
教育職基本給表（一）	5級
教育職基本給表（二）	4級
教育職基本給表（三）	4級
医療職基本給表（一）	6級
医療職基本給表（二）	6級

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項については、人事院規則で定める取扱いを準用する。
- 4 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての、第22条、第23条、第32条第1項第8号、第33条第1項及び第2項並びに第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第35条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を1か月の平均所定労働時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、基本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を1か月の平均所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- （平成23年4月1日における号給の調整）
- 5 平成23年4月1日（以下「調整日」という。）において、一般職基本給表、教育職基本給表又は医療職基本給表の適用を受ける43歳に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）において、第11条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との均衡上必要と認められるものとして学長が別に定める教職員の調整日における号給は、この項に規定する調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- （調整対象昇給日に昇給した教職員のうち調整の対象から除かれる教職員）
- 6 前項の規定にかかわらず、次に掲げる教職員については、同項の規定は適用しない。
- (1) 調整対象昇給日における昇給後の号給数が、職務の級の最高の号給であるもの
  - (2) 調整対象昇給日の前年の昇給日（平成21年1月1日）以後に採用された教職員で、調整対象昇給日の昇給数が本学教職員給与規程第12条第3項の規定により決定された昇給数（以下「期間割昇給号給数」という。）である教職員であつて、当該期間割昇給号給数と抑制措置（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成19年4月1日改正）附則第2項の規定による措置をいう。）がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの
  - (3) 前各号に掲げる教職員に相当するものとして学長が別に定めるもの

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- （平成24年4月1日における号給の調整）
- 2 平成24年4月1日において、第3条第2項第1号から第7号に規定する基本給表の適用を受ける学長が別に定める年齢に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条の規定による昇給その他号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員の平成24年4月1日の号給は、この項に規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要



があるものとして学長が別に定める教職員にあっては2号給) 上位の号給とする。

(平成25年4月1日における号給の調整)

- 3 平成25年4月1日において、第3条第2項第1号から第7号に規定する基本給表の適用を受ける学長が別に定める年齢に満たない教職員(同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員の平成25年4月1日の号給は、この項に規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員にあっては2号給) 上位の号給とする。

(平成26年4月1日における号給の調整)

- 4 平成26年4月1日において、第3条第2項第1号から第7号に規定する基本給表の適用を受ける学長が別に定める年齢に満たない教職員(同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員の平成26年4月1日の号給は、この項に規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員にあっては2号給) 上位の号給とする。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 施行日の前日に改正前国立大学法人静岡大学教職員給与規程第19条第4項に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額が支給されている教職員のうち、施行日の前日に改正前特別料金等相当額にかかる通勤手当支給細則第8条の3第1項第1号ただし書きに規定する支給単位期間(以下「支給単位期間」という。)が終期に達していない教職員については、支給単位期間のうち終期に達していない期間にかかる改正前立大学法人静岡大学教職員給与規程第19条第5項、改正前通勤手当支給細則第8条の2第2項及び同条第3項に規定する額を施行日の属する給与支給日に返納の上、改正後国立大学法人静岡大学教職員給与規程第19条第3項第1号又は同条同項第3号に規定する運賃等相当額及び同条第4項に規定する特別料金等の額に相当する額を施行日の属する給与支給日に支給する。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

- 4 平成27年1月1日における第11条第3項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とし、第12条第1項の号給数については、別表第9にかかわらず、次の表に定める号給数とする。

昇給区分	A	B	C	D	E
55歳未満	7号給	5号給	3号給 (特定教職員 は2号給)	1号給	0
55歳以上	1号給	0	0	0	0

備考

一般職基本給表(二)の適用者は、「55歳未満」を「57歳未満」に、「55歳以上」を「57歳以上」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(基本給の切替えに伴う経過措置)
- 3 教職員の基本給の切替えに伴う経過措置は、次の各号による。
  - (1) 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(別に定める教職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年12月1日施行)附則第2項(国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年12月1日施行)附則第2項において準用する場合を含む。)の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。
  - (2) 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、前号の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前号の規定に準じて、基本給を支給する。
  - (3) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2号の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前2号の規定に準じて、基本給を支給する。
- 4 前項の規定による基本給を支給される教職員に関する国立大学法人静岡大学教職員給与規程第28条第2項及び第35条並びに期末手当及び勤勉手当支給細則第2条第4項の規定の適用については、「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年4月1日施

行) 附則第3項の規定による基本給の額との合計額」とする。

(55歳を超える教職員に対する基本給等の減額支給)

- 5 国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年12月1日施行)附則第2項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

(広域異動手当に関する特例)

- 6 切替日から平成28年3月31日までの間に教職員が事業場を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程第17条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 7 切替日前に教職員が事業場を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程第17条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程(以下「改正後の教職員給与規程」という。)第3条別表第1から第7までの規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の教職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年4月1日施行。以下「平成27年教職員給与規程」という。)附則第3項の規定に基づいて支給された基本給を含む。)は、改正後の教職員給与規程の規定による給与(平成27年教職員給与規程附則第3項の規定に基づいて支給された基本給を含む。)の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程(以下「改正後の教職員給与規程」という。)第3条別表第1から第7までの規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の教職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年4月1日施行。以下「平成27年教職員給与規程」という。)附則第3項の規定に基づいて支給された基本給を含む。)は、改正後の教職員給与規程の規定による給与(平成27年教職員給与規程附則第3項の規定に基づいて支給された基本給を含む。)の内払とみなす。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の教職員給与

規程第15条第1項ただし書きの規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の教職員給与規程第15条第1項ただし書きの規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」とする。

6 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の教職員給与規程第15条第1項ただし書きの規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（給与の内払）

2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年3月27日規程第305号。以下「平成27年教職員給与規程」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）は、改正後の教職員給与規程の規定による給与（平成27年教職員給与規程附則第3項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）の内払とみなす。

（平成30年4月1日における号給の調整）

3 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるもの及び特別職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第11条の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して学長が別に定める教職員を除く。以下「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると学長が認める教職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定及び附則第4項の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）第3条別表第1から第7までの規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の教職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正前の教職員給与規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第18条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において改正前の教職員給与規程第18条の規定により支給されていた住居手当の月額が二千元を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める教職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の教職員給与規程第18条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第二号において「旧手当額」という。）から二千元を控除した額の住居手当を支給する。
  - 一 改正後の教職員給与規程第18条各項のいずれにも該当しないこととなる教職員
  - 二 旧手当額から改正後の教職員給与規程第18条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千元を超えることとなる教職員
- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和3年1月1日の昇給については、この規程による改正後の第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和2年6月1日及び令和2年12月1日を基準日とする勤勉手当については、この規程による改正後の第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この規程は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和5年9月28日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 当分の間、就業規則第2条に規定する附属学校園教員及び職員（以下「職員等」という。）の基本給月額は、当該職員等が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員等に適用される基本給表の基本給月額のうち、第3条の規定により当該職員等の属する職務の級並びに号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、就業規則第20条の5第1項又は第2項の規定により、特定日以後も引き続き管理監督職を占める職員等には適用しない。
- 4 特定日に就業規則第20条の3に規定する他の職への降任等された職員等であって、附則第2項の規定により当該職員等の受ける基本給月額（以下「特定日基本給月額」という。）が他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日に当該職員等が受けていた基本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎基本給月額」という。）に達しないこととなる職員等には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員等の受ける基本給月額のほか、基礎基本給月額と特定日基本給月額との差額に相当する額を基本給として支給する。
- 5 附則第2項の規定により当該職員等の受ける基本給月額と前項の規定による基本給の額との合計額が第3条の規定により当該職員等の属する職務の級における最高の号給の基本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎基本給月額と特定日基本給月額」とあるのは、「第3条の規定により当該職員等の属する職務の級における最高の号給の基本給月額と当該職員等の受ける基本給月額」とする。
- 6 附則第2項の規定の適用を受ける職員等（附則第4項の規定の適用を受ける職員等を除く。）であって、同項の規定による基本給を支給される職員等との権衡上必要があると認められる職員等には、当分の間、当該職員等の受ける基本給月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による基本給を支給される職員等以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員等であって、雇用の事情を考慮して当該基本給を支給される職員等との権衡上必要があると認められる職員等には、当分の間、当該職員等の受ける基本給月額のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。
- 8 附則第4項又は前2項の規定による基本給を支給される職員等に対する第29条第2項及び第30条第2項の規定の適用については、これらの規定中「基本給」とあるのは、「基本給月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による基本給の額との合計額」とする。
- 9 就業規則第20条の3の規定により、管理監督職以外の職へ降任をする者については、第13条第2項の規定にかかわらず、附則第2項を適用するものとする。

別表第1(第3条関係)  
一般職基本給表(一)

R 5.12. 1-

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								



別表第3(第3条関係)  
教育職基本給表(一)

R 5.12. 1-

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	208,800	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	211,200	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	213,600	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	215,900	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	231,000	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	232,800	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	234,600	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	236,200	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	238,000	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	240,100	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	242,100	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	244,100	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	261,600	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	263,100	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400	
45	269,900	322,900	376,600	417,900	502,300	
46	271,400	323,400	378,300	419,400	504,100	
47	272,900	324,200	379,800	420,800	505,900	
48	274,200	325,000	381,300	422,300	507,700	
49	275,400	325,600	382,800	423,600	509,400	
50	275,900	326,300	384,400	424,800	511,100	
51	276,400	327,000	385,900	426,100	512,900	
52	277,000	327,700	387,500	427,300	514,800	
53	277,500	328,700	388,600	428,000	516,300	
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900	
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600	
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200	
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800	
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100	
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400	
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600	
61	282,300	333,500	399,600	434,800	527,800	
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800	
63	283,800	335,300	402,400	436,700	529,800	
64	284,500	336,100	403,800	437,600	530,800	
65	285,300	336,800	404,800	438,500	531,400	
66	285,900	337,800	405,900	439,400	532,300	
67	286,700	338,500	406,900	440,400	533,200	
68	287,400	339,500	408,000	441,300	534,100	
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000	
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800	
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500	
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000	
73	290,800	343,100	411,900	446,200	537,700	
74	291,700	344,100	412,800	447,100	538,200	
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000	

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
76	293,400	346,100	414,300	449,000	539,600	
77	293,900	347,100	414,900	449,800	540,100	
78	294,800	348,000	415,400	450,300	540,700	
79	295,700	348,900	415,800	451,000	541,300	
80	296,500	349,800	416,200	451,600	541,900	
81	297,300	350,700	416,500	452,400	542,500	
82	298,200	351,600	416,900	453,100		
83	299,000	352,500	417,200	453,400		
84	299,700	353,400	417,600	454,000		
85	300,000	354,000	417,900	454,400		
86	300,800	354,600	418,300	454,800		
87	301,600	355,200	418,700	455,200		
88	302,400	355,800	419,100	455,500		
89	303,300	356,300	419,400	455,800		
90	303,900	356,700	419,800	456,100		
91	304,500	357,100	420,200	456,600		
92	305,100	357,500	420,500	456,900		
93	305,600	357,900	420,800	457,200		
94	306,300	358,300	421,200	457,500		
95	306,900	358,800	421,500	457,800		
96	307,500	359,200	421,800	458,100		
97	307,700	359,800	422,100	458,400		
98	308,200	360,300	422,500	458,900		
99	308,700	360,700	422,800	459,200		
100	309,200	361,200	423,100	459,500		
101	309,400	361,600	423,400	459,800		
102	309,800	362,100	423,800			
103	310,100	362,400	424,100			
104	310,600	362,800	424,400			
105	311,000	363,300	424,700			
106	311,300	363,700	425,000			
107	311,600	364,200	425,300			
108	311,900	364,700	425,600			
109	312,100	365,100	425,900			
110	312,500	365,600	426,200			
111	312,900	366,100	426,500			
112	313,300	366,500	426,800			
113	313,600	366,900	427,100			
114	314,000	367,300	427,400			
115	314,300	367,800	427,700			
116	314,600	368,200	428,000			
117	314,900	368,600	428,200			
118	315,300	369,000				
119	315,700	369,500				
120	316,100	369,900				
121	316,300	370,200				
122	316,500	370,600				
123	316,800	371,100				
124	317,100	371,400				
125	317,400	371,800				
126	317,600	372,300				
127	317,900	372,800				
128	318,300	373,200				
129	318,600	373,600				
130	318,900	374,100				
131	319,300	374,600				
132	319,500	375,100				
133	319,700	375,600				
134	320,000	376,100				
135	320,300	376,600				
136	320,500	377,100				
137	320,800	377,600				
138	321,000	378,100				
139	321,300	378,600				
140	321,600	379,100				
141	321,900	379,600				
142	322,300					
143	322,700					
144	323,100					
145	323,300					
146	323,700					
147	324,000					
148	324,400					
149	324,600					
150	325,000					
151	325,300					
152	325,700					
153	325,900					

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
154	326,300					
155	326,700					
156	327,100					
157	327,300					

別表第4(第3条関係)  
教育職基本給表(二)

R 5.12. 1-

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円
1	177,200	219,700	337,700	418,400
2	178,700	221,400	339,700	420,400
3	180,300	222,900	341,700	422,400
4	181,800	224,400	343,700	424,100
5	183,400	226,100	345,700	425,600
6	185,300	227,500	347,300	427,300
7	187,100	228,800	348,900	429,100
8	189,000	230,200	350,400	430,900
9	190,700	231,700	351,900	432,300
10	192,800	233,400	353,900	434,200
11	194,800	235,100	355,900	436,100
12	196,800	236,700	357,800	437,900
13	198,800	238,200	359,600	439,600
14	201,000	240,200	361,600	441,400
15	203,200	242,100	363,500	443,100
16	205,400	244,000	365,200	444,900
17	207,400	245,600	366,800	446,700
18	209,500	248,100	368,600	448,600
19	211,700	250,600	370,400	450,500
20	213,600	253,100	372,200	452,400
21	215,700	255,300	373,500	454,000
22	217,300	257,700	375,400	455,700
23	218,800	260,000	377,100	457,600
24	220,300	262,200	378,800	459,300
25	221,800	264,400	380,200	461,000
26	223,000	266,600	382,000	462,600
27	224,200	269,000	383,800	464,200
28	225,500	271,100	385,700	465,700
29	226,900	273,300	387,500	467,100
30	228,400	275,600	389,300	468,400
31	230,000	277,800	391,200	469,700
32	231,400	279,900	393,100	471,000
33	232,800	281,900	394,900	472,100
34	234,500	284,200	396,500	472,800
35	236,300	286,400	398,000	473,500
36	237,800	288,400	399,600	474,200
37	239,200	290,400	401,000	474,800
38	240,700	292,100	402,400	
39	242,200	293,900	403,800	
40	243,700	295,600	405,100	
41	245,000	297,000	406,400	
42	246,300	299,000	407,800	
43	247,500	300,900	409,200	
44	248,600	302,900	410,600	
45	249,700	304,900	411,800	
46	250,900	307,000	413,300	
47	252,100	309,200	414,800	
48	253,100	311,400	416,300	
49	254,300	313,600	417,700	
50	255,600	315,900	419,400	
51	256,800	318,100	421,100	
52	258,100	320,200	422,700	
53	259,200	322,200	424,100	
54	260,400	323,700	425,700	
55	261,700	325,200	427,300	
56	262,700	326,700	428,900	
57	263,700	328,300	430,500	
58	264,400	330,300	432,000	
59	265,400	332,300	433,200	
60	266,400	334,200	434,400	
61	267,400	335,900	435,500	
62	268,200	337,900	436,900	
63	269,000	339,900	438,400	
64	269,800	341,800	439,700	
65	270,900	343,500	440,700	
66	272,200	345,500	442,000	
67	273,500	347,500	443,200	
68	274,800	349,500	444,400	
69	276,000	351,300	445,400	
70	277,100	353,200	446,600	
71	278,200	355,100	447,800	
72	279,300	357,000	449,000	
73	280,500	358,700	450,200	
74	281,500	360,600	450,700	
75	282,500	362,400	451,100	
76	283,400	364,300	451,500	

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
77	284,300	366,100	452,200	
78	285,300	367,800		
79	286,300	369,400		
80	287,300	371,000		
81	287,900	372,300		
82	289,100	373,900		
83	290,200	375,400		
84	291,300	376,800		
85	292,000	377,900		
86	293,100	379,300		
87	294,100	380,700		
88	295,100	382,000		
89	296,100	383,100		
90	297,200	384,400		
91	298,300	385,500		
92	299,300	386,700		
93	299,900	387,600		
94	300,800	388,900		
95	301,800	390,200		
96	302,900	391,500		
97	304,100	392,800		
98	305,200	393,800		
99	306,200	394,800		
100	307,200	395,800		
101	308,000	396,500		
102	309,100	397,500		
103	310,100	398,600		
104	311,100	399,700		
105	311,700	400,700		
106	312,500	401,500		
107	313,300	402,300		
108	314,000	403,100		
109	314,800	403,900		
110	315,000	404,800		
111	315,500	405,600		
112	316,100	406,400		
113	316,600	407,300		
114	317,100	408,000		
115	317,700	408,700		
116	318,200	409,400		
117	318,500	409,800		
118	319,000	410,400		
119	319,400	410,900		
120	319,900	411,400		
121	320,200	411,600		
122	320,800	411,900		
123	321,400	412,200		
124	322,000	412,400		
125	322,400	412,600		
126	322,700	412,900		
127	323,000	413,200		
128	323,200	413,400		
129	323,400	413,600		
130	323,700	413,900		
131	324,000	414,200		
132	324,300	414,400		
133	324,500	414,600		
134	324,700	414,900		
135	324,900	415,200		
136	325,300	415,400		
137	325,500	415,600		
138	325,700	415,900		
139	326,000	416,200		
140	326,300	416,400		
141	326,500	416,600		
142	326,700	416,900		
143	327,000	417,200		
144	327,200	417,400		
145	327,500	417,600		
146	327,700			
147	327,900			
148	328,100			
149	328,500			
150	328,700			
151	328,900			
152	329,200			
153	329,500			

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の基本給月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

別表第5(第3条関係)  
教育職基本給表(三)

R 5.12. 1-

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円	基本給月額 円
1	177,200	193,400	303,200	408,500
2	178,700	195,500	305,800	410,100
3	180,300	197,600	308,600	411,700
4	181,800	199,800	311,000	413,200
5	183,400	201,900	313,300	414,200
6	185,300	204,100	315,400	415,600
7	187,100	206,300	317,500	417,000
8	189,000	208,500	319,600	418,400
9	190,700	210,500	321,600	419,700
10	192,800	212,900	323,800	421,200
11	194,800	215,200	326,100	422,700
12	196,800	217,400	328,400	424,100
13	198,800	219,700	330,600	425,600
14	201,000	221,400	332,400	426,900
15	203,200	222,900	334,200	428,200
16	205,400	224,400	335,900	429,500
17	207,400	226,100	337,700	430,800
18	209,500	227,500	339,700	432,100
19	211,700	228,800	341,700	433,300
20	213,600	230,200	343,700	434,600
21	215,700	231,700	345,700	435,700
22	217,300	233,400	347,300	436,900
23	218,800	235,100	348,900	438,300
24	220,300	236,700	350,400	439,600
25	221,800	238,200	351,900	440,900
26	223,000	240,200	353,700	442,100
27	224,200	242,100	355,400	443,100
28	225,500	244,000	357,100	444,200
29	226,800	245,600	358,700	445,200
30	228,300	248,100	360,300	446,000
31	229,800	250,600	361,900	446,800
32	231,300	253,100	363,400	447,700
33	232,600	255,300	364,700	448,600
34	234,200	257,700	366,200	449,100
35	235,900	260,000	367,700	449,600
36	237,300	262,200	369,400	450,100
37	238,600	264,400	371,000	450,600
38	240,000	266,600	372,600	
39	241,400	269,000	374,000	
40	242,800	271,100	375,500	
41	244,000	273,300	376,400	
42	245,300	275,600	377,800	
43	246,500	277,800	379,200	
44	247,800	279,900	380,700	
45	249,100	281,900	382,000	
46	250,400	284,200	383,700	
47	251,600	286,400	385,300	
48	252,700	288,400	386,900	
49	253,800	290,400	388,200	
50	255,100	292,100	389,700	
51	256,400	293,900	391,100	
52	257,400	295,600	392,400	
53	258,500	297,000	393,300	
54	259,900	299,000	394,700	
55	260,900	300,900	396,000	
56	261,900	302,900	397,000	
57	262,900	304,900	397,900	
58	263,900	307,000	399,000	
59	264,900	309,200	400,100	
60	265,900	311,400	401,300	
61	266,700	313,600	402,300	
62	267,400	315,900	403,500	
63	268,100	318,100	404,800	
64	268,700	320,200	406,000	
65	269,500	322,200	407,400	
66	270,700	323,700	408,600	
67	271,800	325,200	409,700	
68	272,900	326,700	410,800	
69	274,200	328,300	411,800	
70	275,600	330,300	412,900	
71	276,800	332,300	414,000	
72	278,000	334,200	415,100	
73	278,800	335,800	416,000	
74	279,700	337,800	416,800	
75	280,700	339,700	417,500	

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
76	281,700	341,600	418,000	
77	282,600	343,400	418,300	
78	283,600	345,200	418,800	
79	284,700	346,900	419,300	
80	285,500	348,600	419,800	
81	286,200	350,400	420,000	
82	287,000	352,200	420,300	
83	287,800	353,700	420,700	
84	288,600	355,400	420,900	
85	289,500	356,600	421,200	
86	290,300	358,200	421,600	
87	291,000	359,700	422,000	
88	291,800	361,200	422,300	
89	292,700	362,500	422,700	
90	293,600	363,800	423,000	
91	294,500	365,100	423,300	
92	295,200	366,500	423,500	
93	295,500	367,900	423,700	
94	296,200	369,200		
95	296,900	370,400		
96	297,600	371,500		
97	298,300	372,300		
98	299,100	373,400		
99	299,900	374,500		
100	300,600	375,500		
101	301,300	376,000		
102	301,700	376,900		
103	302,100	377,700		
104	302,500	378,500		
105	302,700	379,400		
106	303,000	380,400		
107	303,300	381,300		
108	303,500	382,200		
109	303,700	383,200		
110	303,900	384,100		
111	304,100	384,900		
112	304,400	385,700		
113	304,700	386,400		
114	304,900	387,400		
115	305,100	388,400		
116	305,400	389,400		
117	305,800	390,200		
118	306,000	390,800		
119	306,300	391,500		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,500		
126		396,300		
127		396,900		
128		397,600		
129		398,300		
130		398,800		
131		399,200		
132		399,600		
133		400,100		
134		400,400		
135		400,700		
136		401,000		
137		401,300		
138		401,600		
139		401,900		
140		402,200		
141		402,500		
142		402,800		
143		403,100		
144		403,400		
145		403,600		
146		403,900		
147		404,200		
148		404,400		
149		404,600		
150		404,900		
151		405,200		
152		405,400		
153		405,600		

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
154		405,900		
155		406,200		
156		406,400		
157		406,600		

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の基本給月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。



別表第6(第3条関係)  
医療職基本給表(一)

R 5.12. 1-

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					

別表第7(第3条関係)  
医療職基本給表(二)

R 5.12. 1-

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	462,700
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	463,500
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	464,300
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	465,100
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	465,900
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	466,700
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	467,500
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	468,300
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	469,100
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	469,900
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	470,700
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	471,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300	472,300
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,700	473,100
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	433,100	473,900
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,500	474,700
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	433,900	475,500
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	434,300	476,300

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						

別表第8(第3条関係)  
特別職基本給表

R 5.12. 1-

号 給	基本給月額
	円
1	570,000
2	630,000
3	700,000
4	760,000
5	820,000
6	890,000
7	960,000
8	1,030,000
9	1,110,000
10	1,170,000

別表第9(第12条関係)

教職員昇給号給数

昇給区分	A	B	C	D	E
55歳未満	8号給	6号給	4号給 (特定教職員は3号給)	2号給	0
55歳以上	2号給	1号給	0	0	0

備 考

一般職基本給表(二)の適用者は、「55歳未満」を「57歳未満」に、「55歳以上」を「57歳以上」とする。